

催し・講座

町田市農業祭表彰状授与式及び講演会

町田市農業祭農産物品評会及び宮農技術競技会で優秀賞を受賞された方の表彰授与式とFC町田ゼルビアの選手を、食事を通して支えている栄養士を講師にお招きし、講演会「食で選手を支える」を行います。

※18歳以上の方
☎・☎2月4日(火)、授与式＝午後2時～3時30分、講演会＝午後3時30分～4時30分

※講演会への参加はできません。
場町田市民フォーラム
定50人(申し込み順)
申1月17日正午～24日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス**コード**200117Gへ。
問農業振興課☎724・2166

アレンジ上手で無駄なく調理!

使い切り料理教室

食材を上手に活用して、食品ロスを減らす方法を実践形式でお伝えします。今回は、子育て中の方向けにお子さんが食べやすいメニューを紹介いたします。

※保育はありません。
※市内在住で18歳以下のお子さんを育てている方
☎2月21日(金)午前10時～午後1時
場町田市民フォーラム
講クッキングスペースアミューズ主宰・峯岸照子氏
定20人(申し込み順)
費500円
申1月17日正午～2月12日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス**コード**200117Fへ(申し込みは5人まで)。
問3R推進課☎797・0530

容器包装の3Rについて、学んで、伝えてみませんか

3R市民リーダー育成講座

3Rの基本を学び、ゲーム・クイズ・寸劇などで、市民に楽しく3Rを伝える市民リーダーを育成する講座です。3Rの知識がない方でも大丈夫です。
※参加謝礼金の支給があります。
※市内在住の全回参加できる方
☎①2月22日(出)午後1時～3時②2月29日(出)午後1時～3時③3月7日(出)午後1時30分～4時、全3回
場①②市庁舎③町田市民ホール
講(特)持続可能な社会をつくる元気ネット

税の申告受付が始まります

問市民税・都民税について＝市民税課☎724・2114、2115／所得税、贈与税、消費税について＝町田税務署☎728・7211／事業税について＝八王子都税事務所個人事業税係☎042・644・1111

市民税・都民税(個人住民税)の申告

【2020年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則、申告が必要です】

次の①～③に該当しない、すべての方は、原則申告が必要です。①所得税の確定申告をする方②「給与収入のみ」「公的年金等の収入のみ」またはその両方の収入のみがある方で、「給与支払者」「公的年金等支払者」から市役所へ支払報告のある方(源泉徴収票に記載のない控除は申告が必要です)③市内在住の方の「同一生計配偶者」または「扶養親族」となる方(ただし、収入がある場合で上記①②に該当しない方は、申告が必要です)
※上記①～③に該当しない方は、収入がなかった場合(非課税所得のみの場合も含む)でも申告が必要です。
※確定申告をしていても事業所から給与支払報告書の提出がない場合は、本人へ資料の提出を求めることがあります。

○申告に必要なもの
①申告書(申告会場 [= **表1**])に有り、町田市ホームページでダウンロードも可)②マイナンバー(個人番号)記載にあたっての本人確認書類等(必要書類は後述)③印鑑④源泉徴収票等の前年中の収入を証明できる書類⑤各種控除を証明できる書類(医療費控除の明細書)等⑥税務署や税理士無料相談会で確定申告書に「地方税連絡用」のスタンプを押し印され、その内容を市に申告する場合は、その確定申告書と添付書類※④～⑥は該当する方のみ。
※郵送も可。
※詳細は「令和2年度申告書の書き方

と添付・提示書類」(市民税課(市庁舎2階)で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。

ご注意ください

【マイナンバー(個人番号)の記載が重要です】

申告書に個人番号の記載が義務付けられたことで、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出する際に本人確認(個人番号の確認と身元確認)を行います。次の書類が必要になります。

	必要書類
本人による申告	番号確認書類、身元確認書類
代理人による申告	本人の番号確認書類、代理人の身元確認書類、代理権の確認書類

※郵送または代理人が申請する場合の番号確認書類を除き、原本の提示が必要です。
○番号確認書類 マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち1点
○身元確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳(身体・精神)、健康保険証、年金手帳等のうち1点。または、住民票の写し、国税・地方税・公共料金の領収書等のうち2点
○代理権の確認書類 委任状(本人の署名・押印のあるもの)、市が発行した本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書等
【申告は3月16日まで】
申告が遅れると、1回当たりの納付額が増える。市民税・都民税の課税・非課税証明書等の交付ができない、上場株式等の譲渡所得等・配当所得等につ

定10人程度(抽選)
申2月5日までに電話で3R推進課(☎797・0530)へ。

開催します
南西フォーラム

【オープンイノベーションの波に乗り!～中小・ベンチャーの挑戦から学ぶ成功のセオリー】

南西フォーラム(首都圏南西地域産業活性化フォーラム)は、地域の企業・大学・支援機関・行政機関が集い、中小企業の新技術・新製品開発や新分野への進出などにつながる情報を提供し、新たな連携を生み出す交流の場です。

今回は、「オープンイノベーション」をテーマに、国が進めるオープンイノベーション施策に関する基調講演や、町田新産業創造センター入居企業の(株)アジラなど2社が、大企業との具体的な連携事例を紹介します。

講演会終了後には参加者同士の名刺交換会もあります(軽食も有り)。

☎・☎2月3日(月)、基調講演・事例紹介＝午後4時～6時20分、名刺交換会＝午後6時20分～7時30分
場町田市民フォーラム
講関東経済産業局産業技術革新課長・門田靖氏、(株)アジラ代表取締役・

木村大介氏、(株)スタックス代表取締役・星野妃世子氏
定150人(申し込み順)
申参加申込書(チラシ裏面に有り、町田市ホームページでダウンロードも可)に記入し、FAXで南西フォーラム事務局(☎770・9077)へ。
※南西フォーラムホームページで申し込みもできます。
問事務局(さがみはら産業創造センター内)☎770・9119、町田市産業政策課☎724・3296

普通救命講習会

※市内在住、在勤、在学の18歳以上の方(高校生を除く)
☎2月15日(出)午後1時30分～4時30分
場健康福祉会館
※心肺蘇生法、AEDの使用法、窒息の手当て、止血の方法等
※救命技能認定証を発行します。
定40人(申し込み順)
費1400円(教材費)
申1月17日正午～2月5日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス**コード**200117Cへ。
問保健総務課☎724・4241、町田消防署☎794・0119

【複数の事業者から給与を受給されている方】

2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方は、「主たる給与を受けている事業所」でまとめて特別徴収が行われます。原則として、前年特別徴収を行った事業所で特別徴収が行われ、前年特別徴収を行った事業所がない場合は、給与の支払金額が一番多い事業所で行うこととなります。ただし、事業所からの給与支払報告の内容等によって、原則どおりにならないこともあります。主たる給与を受けている事業所の指定を希望する方は、特別徴収を行う事業所を記入した「市民税・都民税申告書」を提出する必要があります。

【給与の他にも所得がある方】

給与の他に所得(不動産所得や営業所得等)がある方は、原則として給与を受けている事業所で給与以外の所得に係る個人住民税についても、まとめて特別徴収が行われます。

給与以外の所得に係る個人住民税について、個人で納付する「普通徴収」を希望する方は、「確定申告書」または「市民税・都民税申告書」に普通徴収を希望する旨を記入していただく必要があります。※この申告は毎年必要です。詳細は町田市ホームページをご覧ください。

【市民税・都民税の税額の試算】

町田市ホームページで市民税・都民税の税額の試算、申告書の作成ができます。2020年度分は、2月上旬に公開予定です。

個人住民税の特別徴収にご協力をお願いします

給与所得のある方の個人住民税は、事業所(給与の支払者)を通じて、給与から差し引いて納付する「特別徴収」が原則となっています。

イベント申込システム

コード

マークのあるイベントは町田市ホームページから申し込みます

イベシス

検索

犬と楽しく暮らすための基礎講座
※これから介護の仕事をしてみたい方等
☎2月18日、25日、3月3日、10日、17日、いずれも火曜日午前10時～午後4時、全5回
※18日は午後4時30分まで、10日は午後3時までです。
場町田商工会議所
定30人(申し込み順)
申研修申込書(町田市介護人材開発センターで配布、同センターホームページでダウンロードも可)に記載の必要事項を明示し、2月10日まで(必着)に電話、郵送またはEメールで町田市介護人材開発センターへ。
問同センター☎851・9578(受付時間＝祝休日を除く月～金曜日午前9時～午後5時)、町田市いきいき総務課☎724・2916

未経験者応援プログラム

介護の入門的研修

介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ研修です。
全課程を修了すると修了証が発行され、介護の資格研修(まちいきヘルパー養成研修、介護職員初任者研修など)の一部免除される場合があります。
※最終日に就労相談会を行います。希望者は、研修終了後も介護の仕事へのマッチングなど継続した就労支援を受けることができます。

町田税務署から

【確定申告書の作成・提出の会場は「ほっぽ町田(地下1階)」です】
町田税務署内に申告書の作成会場はありません。

開設期間2月17日～3月16日(土・日曜日を除く、ただし2月24日、3月1日は開設)
受付時間午前8時45分～午後4時(提出は午後5時まで)
※会場が混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。
【税理士による無料申告相談】
申告相談日程は、**表2**をご覧ください。

【確定申告書の提出】
e-Tax(イータックス)での送信、郵送などでも提出できます。
※自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

【平成29年分から、医療費控除の領収書が提出不要となりました】

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。※国税庁ホームページでダウンロードできます。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

【財産債務調書の提出】
所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、2019年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ、2019年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産、またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特別対象財産を有する方は、「財産債務調書」を3月16日までに提出してください。
【国外財産調書の提出】

※これから介護の仕事をしてみたい方等
☎2月18日、25日、3月3日、10日、17日、いずれも火曜日午前10時～午後4時、全5回
※18日は午後4時30分まで、10日は午後3時までです。
場町田商工会議所
定30人(申し込み順)
申研修申込書(町田市介護人材開発センターで配布、同センターホームページでダウンロードも可)に記載の必要事項を明示し、2月10日まで(必着)に電話、郵送またはEメールで町田市介護人材開発センターへ。
問同センター☎851・9578(受付時間＝祝休日を除く月～金曜日午前9時～午後5時)、町田市いきいき総務課☎724・2916

認知症サポーター

ステップアップ講座

※認知症サポーター養成講座を受講した方
☎2月15日(出)午後1時30分～4時30分
場わくわくプラザ町田
※認知症の基礎知識の復習と、認知症の方とのコミュニケーションの取り方について実践的な事例で学ぶ
定45人(申し込み順)

居住者(「非永住者」の方を除く)で、2019年12月31日において、その価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する方は、「国外財産調書」を、3月16日までに提出してください。

【消費税の区分経理】
消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

【贈与税の申告も忘れずに】

2019年中に個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受け、その財産の価額の合計が110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択する方は、贈与税の申告が必要です。次のような場合も贈与税の課税対象となる場合があります。①無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した場合②共同で不動産を購入し、購入資金の負担割合を超えた割合で持分の登記を行った場合③不動産や株式などを取得するために、父母などから資金を借り入れた場合において、その返済が「出世払い」などのように、実質的に贈与と認められる場合

【住宅取得等のための資金の贈与を受けられた方へ】

2019年中に父母や祖父など直系尊属から、住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、700万円(省エネ等住宅取得の場合は1200万円)までの贈与税の非課税制度を適用することができます。なお、住宅新築等に係る契約の締結日が2019年4月1日以降で、かつ、消費税の税率が10%であれば、2500万円(省エネ等住宅取得の場合は3000万円)となる場合があります。適用を受けるには、3月16日までに贈与税の申告書と添付書類を提出してください。

申1月17日正午～2月11日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシス**コード**200117Aへ。
問高齢者福祉課☎724・2140

福祉サポートまちだ

【①高齢者・障がい者のための福祉法律相談】
法律に関する問題について、経験豊富な弁護士が分かりやすく相談に応じます。
※市内在住の高齢者、障がいのある方、またはその家族や関係者
☎1月21日(火)、2月18日(火)、午後2時～4時30分、3月17日(火)午前9時～11時30分/1月30分程度
※成年後見制度、相続、遺言、贈与、財産分与、権利侵害などの相談

【②親族後見人のための勉強会～後見業務初級講座】
「成年後見人等になったら初めに何をすればいいの?」「報告書の作成方法が分からない」など、普段の後見業務のワンポイントアドバイスや家庭裁判所への報告方法について、専門職後見人が分かりやすくお話しします。

講義後は、親族後見人ならではの迷いや疑問等を参加者同士で話し合える座談会もあります(任意参加)。
※親族後見人等をすでに受任している方
☎2月15日(出)午後1時30分～4時30分
講司法書士・岩崎神之助氏
定30人(申し込み順)◇
場町田市民フォーラム
申氏名・電話番号を明示し、①電話またはFAXで②直接、電話またはFAXで、(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(町田市民フォーラム4階、☎720・9461☎725・1284)へ。
問福祉総務課☎724・2537

【表1】市民税・都民税申告 受付日程

会場	期間・期日	時間
市庁舎1階多目的スペース	2月3日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝休日を除く	午前9時～午後4時
南市民センター ホール	2月13日(木)	
忠生市民センター ホール	2月18日(火)	午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
小山市民センター ホール	2月20日(木)	
市庁舎2階205窓口(市民税課)	2月24日(振休)、3月1日(日)	午前9時～午後4時
堺市民センター ホール	2月25日(火)	
鶴川市民センター ホール	2月27日(木)、28日(金)	午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
なるせ駅前市民センター ホール	3月5日(木)	

※市庁舎以外の会場では午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります/添付書類は申告書類に貼らないでお持ちください/各会場には税務署職員がいらないため、確定申告の相談はできません/市庁舎以外の会場への車での来場はご遠慮ください/日曜日や振替休日に市庁舎へおいでの際は、南出入口からお入りください。

【表2】税理士無料申告相談日程

開催日	会場	時間
1月27日(月)、28日(火)	忠生市民センター	
1月29日(火)～31日(木)	南市民センター	午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分
2月3日(月)～5日(水)	鶴川市民センター	
2月6日(木)、7日(金)	堺市民センター	

※小規模納税者の所得税、復興特別所得税・個人消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税、復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式等の譲渡所得がある場合を除く)を作成し、提出できます/前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等を持参してください/混雑状況等により、受け付けを早めに終了する場合があります/会場は混雑します。ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすです/車での来場はご遠慮ください。

税についての作文・税の標語・税に関する絵はがきコンクール

・税の書道展 合同表彰式が行われました

市では、租税教育の推進のため、市内の小・中学生から「税についての作文」「税の標語」「税に関する絵はがきコンクール」「税の書道展」の作品を募集し、表彰を行っています。

昨年11月26日に表彰式が行われ、町田市長賞が選ばれました。
○作文「税金と自分」山口颯太さん(小山中学校)
○標語「消費税 未来へ続く 第一歩」石崎凛さん(小山中学校)
○絵はがき 定井南さん(町田第三小学校)

○書道 谷口るかさん(町田第三小学校)
問納税課☎724・2121

